

○上天草市中小企業、商工業設備投資資金利子補給補助金に関する規則

平成16年3月31日規則第88号

平成22年3月31日規則第11号の3

上天草市中小企業、商工業設備投資資金利子補給補助金に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、上天草市中小企業及び商工業の小規模事業者が経営の近代化と経営基盤の強化を図り、地域経済の活性化を促進するために、積極的に事業展開を推進する者に対し、設備投資及び設備貸与（割賦販売又はリース）のための事業資金に対する利子補給を行うことを目的とする。

(利子補給補助金の補助対象事業者)

第2条 この規則による利子補給補助金を受けることのできる者は、次に該当する者とする。

- (1) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に定める中小企業
- (2) 商工会法（昭和35年法律第89号）第2条に規定する商工業者で常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業は、5人）以下の事業者
- (3) 本市に住所及び事業所を有し、本市の商工会員である者
- (4) 市税（国民健康保険税を含む。）を遅滞なく納税している者

(利子補給補助金の対象事業及び対象額)

第3条 利子補給補助金の対象事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業用店舗、倉庫（事業用車庫を含む。）、工場、事務所の新築、又は増改築事業（住居その他の用途に使用する部分を除く。）
- (2) 製造又は営業を目的とする機械設備の導入事業（間接的な機械設備を除く。）
- (3) 顧客用の無料駐車場の新設又は改良事業（用地取得費や自家用駐車場施設を除く。）
- (4) 公共事業等の施行に伴い改装又は移転する事業（補償の対象となった部分については、その額を控除し、かつ、住居その他の用途に使用する箇所を除く。）
- (5) 利子補給の対象となる設備には、車両は含まない。ただし、道路旅客運送業又は道路貨物運送業を営む者、宅配サービス又は移動販売を目的とする車両を導入する者については、この限りでない。

2 利子補給補助金の対象額は、国、県、市の補助金相当額を控除した額とする。

(利子補給補助金の対象借入金融機関等)

第4条 利子補給補助金の対象借入金融機関等は、次に定めるとおりとする。

- (1) 政府金融機関
- (2) 市中金融機関
- (3) 農業協同組合
- (4) 漁業協同組合
- (5) 商工業経営安定事業協同組合
- (6) リース・信販会社

(利子補給補助金の期間)

第5条 利子補給補助金の期間は、前条の金融機関等から融資（貸与、割賦販売、及びリースを含む。）を受けた日から3年以内とする。

(利子補給補助金の算定期間)

第6条 補助金の算定期間は、1月1日から12月31日までとする。

(利子補給補助金の割合)

第7条 利子補給補助金の割合は、借入金利（設備貸与、割賦販売及びリースに係る金利を含む。）の内年2パーセント以内とする。

(利子補助金の限度額)

第8条 利子補給補助金の限度額は、第6条の算定期間内において20万円とする。

(利子補給補助金の交付申請)

第9条 利子補給補助金の交付を受けようとする者は、次に定める書類を、商工会を經由し、市長へ提出するものとする。

- (1) 利子補給補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 計算基礎書（様式第2号）
- (3) 利子補給補助金事業計画書（様式第3号）。ただし、初年度のみとする。
- (4) 利子補給補助金融資額証明書（様式第4号）。ただし、初年度のみとする。

(利子補給補助金交付申請の審査)

第10条 商工会長は、前条の規定により提出された利子補給補助金交付申請書及びその他の書類を審査し、審査意見書（様式第5号）を添えて、市長へ提出するものとする。

2 申請者は、前条第1項第1号から第4号までを商工会長へ提出するものとし、商工会長はこれを審査し、前項の審査意見書を添えて、市長へ提出するものとする。

(利子補給補助金の変更交付申請)

第11条 利子補給補助金の交付申請を提出した後、内容等に変更が生じた場合は、次に定める書類

を商工会長を経由し、市長へ提出するものとする。

- (1) 利子補給補助金変更交付申請書（様式第6号）
- (2) 変更計算基礎書（様式第7号）
- (3) 利子補給補助金変更事業計画書（様式第8号）
- (4) 利子補給補助金変更融資額証明書（様式第9号）
- (5) 利子補給補助金変更交付申請に対する審査変更意見書（様式第10号）

2 申請者は、前項第1号から第4号までを商工会長へ提出するものとし、商工会長はこれを審査し、前項第5号の審査変更意見書を添えて、市長へ提出するものとする。

（利子補給補助金の完了報告）

第12条 申請者は、対象事業が完了した時点で利子補給補助金設備完了報告書（様式第11号）を、商工会長を経由し、市長へ提出するものとする。

（利子補給補助金の支払実績証明）

第13条 申請者は、第6条の期間内において申請者が支払うべき額の支払が完了後、1月末日までに規則で定める利子補給補助金支払実績証明願（様式第12号）を商工会長を経由し、市長へ提出するものとする。

2 商工会長は、申請者より提出された前項の内容を審査し、市長へ提出するものとする。

（利子補給補助金の交付決定）

第14条 市長は、第9条から第13条までの規定により提出された各書類の審査を行い、その内容が適当と認めるときは、申請者に利子補給補助金交付決定通知書（様式第13号）を交付するものとする。

2 市長は、前項の通知書（写し）を商工会長に提出するものとする。

（利子補給補助金の請求）

第15条 市長から交付決定通知を受けた申請者は、利子補給補助金請求書（様式第14号）を商工会長を経由し、市長に提出するものとする。

（利子補給補助金の交付決定取消し及び返還）

第16条 市長は、利子補給補助金の交付決定又は利子補給補助金の交付を受けた者が、次に掲げる各号のいずれかに該当すると認められた場合は、利子補給補助金交付決定取消通知書（様式第15号）又は既に交付した利子補給補助金返還通知書（様式第16号）を申請者に対して発することができる。

- (1) 第2条及び第3条の各号に規定する要件を欠くこととなったとき。

(2) 事業の施行が事業計画書と異なり、不相当と認められるとき。

2 市長は、前項の通知書（写し）を商工会長に提出するものとする。

（補則）

第17条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成16年3月31日から施行する。

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の姫戸町中小企業、商工業設備投資資金利子補給補助金に関する条例（平成8年姫戸町条例第4号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号（第9条関係）

様式第2号（第9条関係）

様式第3号（第9条関係）

様式第4号（第9条関係）

様式第5号（第10条関係）

様式第6号（第11条関係）

様式第7号（第11条関係）

様式第8号（第11条関係）

様式第9号（第11条関係）

様式第10号（第11条関係）

様式第11号（第12条関係）

様式第12号（第13条関係）

様式第13号（第14条関係）

様式第14号（第15条関係）

様式第15号（第16条関係）

様式第16号（第16条関係）